

○土地問題等に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

78	番号	件名	院議先	提出日	付委員託	議委員	院本會議	衆委員託	議委員	院本會議	備考
		多極分散型国土形成促進法案	衆	六三、三五	六三、四二七	六三、五三三 可決	六三、五五五 可決	六三、四二三	六三、四二五 可決	六三、四二六 可決	六三、四二三 衆本會議趣旨説明 四二七 参本會議趣旨説明

多極分散型国土形成促進法案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能の特定の地域における過度の集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るため、国の行政機関等の東京都区部からの移転、地方における振興拠点地域の開発整備及び大都市地域における業務核都市の整備を推進するための措置を講ずるとともに、住宅等の供給と地域間の交流を促進すること等により、多極分散型国土の形成を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、国の行政機関等の移転等

(一) 国は、行政機関及び特殊法人の新設等に当たっては、多極分散型国土の形成に配慮するものとし、東京都区部に立地する行政機関等について、移転基本方針に基づき、東京都区部からの移転に努めるとともに、内閣総理大臣は、行政機関等の東京都区部への立地等に際し、関係大臣に意見を述べることができる。

(二) 国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所等が適正に配置されるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

二、地方の振興開発

(一) 国及び地方公共団体は、地方の振興開発を推進する

ため、大都市における都市機能の増進、農山漁村における生活環境、産業基盤等の整備、人口の著しい減少等によりその基礎条件が著しく変化した集落の再編整備等の推進に努める。

(二) 都道府県は、地域の特性に即した産業、文化、学術研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるため、地域における創意工夫を生かしつつ、振興の拠点となる地域の開発整備に関する基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(三) 基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、固定資産税等の不均一課税に伴う地方交付税補てん措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、農地法等による処分についての配慮、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずるほか、必要に応じ、関係する省庁と都道府県が集まり、本地域の開発整備に必要な事業や法令による処分が円滑かつ整合的に行われるよう協議するための促進協議会を組織することができる。

三、大都市地域の秩序ある整備

(一) 国及び地方公共団体は、大都市地域の秩序ある整備

を推進するため、防災上必要な措置を講じつつ、大都市の機能の改善に資する施策の推進に努める。

(二) 内閣総理大臣は、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の近接した自立都市圏を形成するため、業務核都市の整備に関する基本方針を定めるものとし、都県は、これに基づき、業務核都市基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(三) 基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずる。

四、住宅等の供給の促進

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ、住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するものとし、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、優良な宅地開発の促進及び宅地開発と鉄道新線建設の一体的な推進のために必要な措置を講ずるとともに、市街地における住宅等の供給を促進するため、土地の合理的かつ健全な高度利用が図られるよう努める。

五、地域間の交流の促進

国は、地域間の交通の利便性と情報の流通に関する地域格差の是正等に配慮しつつ、高速交通施設の総合的な体系の整備と情報・通信基盤の整備の促進に努めるとともに、地域間の経済、文化等に係る多様な交流の機会の増大等に努める。

六、権限の委任等

(一) 国は、多極分散型国土の形成に資するため、国の権限を地方公共団体またはその長に委任すること等に努める。

(二) 内閣総理大臣は、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施に努める。

委員長報告

ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案につきまして、土地問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京圏への諸機能の一極集中が促進され、地価の高騰等の問題が発生している現状にかんがみ、人口及び諸機能の過度の集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るため、国の行政機関等の東京都区部からの移転、地方における振興拠点地域の開発整備、大都市地域における業務核都市の整備を推進するための措置を講ずるとともに、住宅・宅地の供給の促進、地域間の交流の促進等について規定し、第四次全国総合開発計画の基本目標である多極分散型国土の形成を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取する等熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。